

地域包括ケアシステム構築の取組状況について

1 介護予防・日常生活支援総合事業（概要）

1 介護予防・生活支援サービス事業

開始時期	事業項目	実施方法及び検討状況
平成28年3月	① 予防訪問型 (現行の訪問介護相当)	・ 指定介護事業所が行います。
	② 訪問緩和型 (①の基準を緩和)	・ 指定介護事業所が行います。 ・ 合わせて委託事業を検討中
	③ 予防通所型 (現行の通所介護相当)	・ 指定介護事業所が行います。
	④ 通所緩和型 (③の基準を緩和)	・ 指定介護事業所が行います。 ・ 合わせて委託事業を検討中
	⑤ 介護予防ケアマネジメント (原則的なケアプラン)	・ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が行います。
平成28年4月	⑥ 訪問短期集中型 (3～6か月単位)	・ 委託事業として行います。 ・ 保健・医療の専門職による支援を行います。
	⑦ 通所短期集中型 (3～6か月単位)	
平成29年4月	⑧ 住民主体の訪問型サービス (訪問型サービスB)	・ 検討中です。 ・ 地域の支え合いの構築や、介護予防を推進するためのサービスです。
	⑨ 住民主体の通所型サービス (通所型サービスB)	
	⑩ 移送前後の生活支援 (訪問型サービスD)	・ 主に、⑨住民主体の通所型サービスへの送迎サービスと想定しています。
	⑪ 栄養改善を目的とした配食	・ 検討中です。 ・ 現在も実施している介護保険外の高齢者福祉サービスとの整合性を図る必要があります。
	⑫ ボランティア等が行う見守り	
⑬ 自立支援に資する生活支援		

② 一般介護予防事業（委託等により行います。）

第1号被保険者及びその支援活動に関わる者を対象に、介護予防の推進を目的に実施します。

（1）介護予防把握事業

①事業内容

高齢者見守り事業の仕組みに合せ、効果的かつ効率的に収集した情報等の活用や訪問により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげることを目的とします。

②情報収集方法

本人、家族等の相談、地域包括支援センター、要介護・要支援認定申請、特定健康診査等の担当課、保健所、医療機関、民生委員等地域住民との連携による把握を想定しています。

（2）介護予防普及啓発事業

①事業内容

介護予防に関する普及啓発のために、パンフレットの作成・配布、有識者等による講演会等、介護予防講座の開催などを行います。

②主な事業

- ・総合事業の広報誌の発行等（市報、パンフレット）
- ・介護予防講座（市、包括、高齢者館、出張、口腔機能向上）
- ・高齢者健康音楽教室

（3）地域介護予防活動支援事業

①事業内容

高齢者が年齢や心身の状況等にかかわらずに参加できる住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指して、ボランティア等の人材の育成、多様な地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた地域活動の実施を行います。

②主な事業

- ・介護予防見守りボランティア
- ・担い手となる人材の育成＝ライフサポーター養成
（介護予防リーダー養成、家事サポーター養成、認知症サポーター養成）
- ・高齢者交流室運営

（4）地域リハビリテーション活動支援事業

①事業内容

介護予防の取組を強化するため、リハビリテーションの専門職が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。リハビリテーション職連絡会と連携する方向で、具体化に検討しています。

2 認知症施策推進事業（概要）

1 認知症初期集中支援推進事業…認知症初期集中チームの配置

①事業内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、推進します。

②取組の方向

東京都が指定する地域連携型認知症疾患医療センターが小平市に設置される状況を踏まえ、「認知症初期集中支援チーム」について検討しています。

2 認知症地域支援・ケア向上事業…認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェ

①事業内容

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、容態の変化に応じ、医療や、介護、又は生活支援等のサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、支援を行う体制の構築や、認知症ケアの向上の取組を推進します。

②取組の方向

医療や介護の機関、地域住民等の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

認知症地域支援推進員は、市保健師1名が担当しています。

認知症カフェを地域包括支援センターで開催しています。

3 在宅医療・介護連携推進事業（概要）

①事業内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域での自分らしい暮らしを続けるため、あるいは退院後、在宅医療や介護サービスを利用しながら円滑に自宅での生活に戻れるようにするために、医療機関と介護事業所などの関係者間の連携を推進します。小平市医師会に業務委託して推進します。

②取組の方向

ア 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握したリスト又はマップを作成し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築

地域の医療・介護関係者の協力により、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に向け、在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、具体的な取組について協議します。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口（小平市在宅医療連携調整窓口（南台病院））の運営を継続します。具体的には、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

カ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修や、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

キ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携への理解を促進します。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

北多摩北部医療圏（東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市、小平市）での広域連携において、必要な事項について協議します。

4 生活支援体制整備推進事業（概要）

①目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、の生活支援サービスを担う団体及び民生委員等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ります。

②事業内容

ア 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、サービ

スの提供体制の構築に向けて、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、⑥ニーズとサービスのマッチングに関するコーディネート機能を行い、第1層（市域）及び第2層（日常生活圏域）を担当する生活支援コーディネーターを配置します。

イ 協議会の設置

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、サービスの提供体制の構築に向けて、多様な団体が参加する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置します。

③取組の方向

地域包括支援センターと市による研究会において、現在事業について検討しております。来年度には、第1層（市域）の生活支援コーディネーター1名の配置及び協議会を設置します。第2層（日常生活圏域）の時期や実施方法についても合わせて検討しています。

5 地域ケア会議推進事業（概要）

① 事業内容

地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する方や、民生委員等の関係機関により構成される会議を行っています。

個別ケースの検討（個別ケア会議）及び個別ケースの検討を踏まえた地域課題の検討（地域型地域ケア会議）は、地域包括支援センターにより、医療、介護等の専門職や、民生委員、自治会長、NPO、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的に開催しています。

②取組の方向

計画書55ページの小平市の地域ケア会議の概念図に合せて、推進しています。詳細につきましては、本協議会において随時報告いたします。